

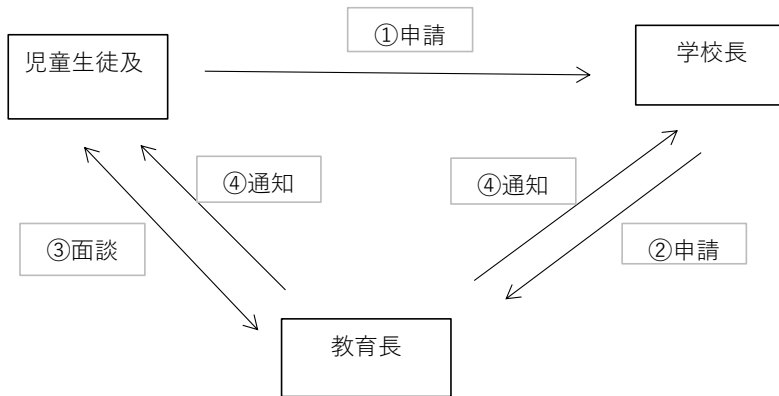
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 6

処 分 名	教室への入室の決定	
処 分 の 概 要	申請に基づいて入室を決定する。	
根 拠 法 令 名	松山市適応指導教室運営規則(平成16年規則第10号)	
条 項	第9条第2項	
所 管 課	教育支援センター事務所	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	20日	
標 準 処 理 期 間	計	20日
判 断 基 準	松山市適応指導教室運営規則第8条に該当する申請であることを基準とする。	
<p>【根拠法令等】 松山市適応指導教室運営規則 (入退室) 第9条 教室に入室を希望する対象児童・生徒及びその保護者は、学校長を通じて教育長に申し込むものとする。ただし、特別な事情があると認められるときは、この限りでない。 2 教育長は、教室に入室することが当該対象児童・生徒の自立や学校生活への復帰を支援するため効果的であると認められるときは、入室を決定するものとする。この場合においては、当該対象児童・生徒等との面談を実施するほか、必要に応じて医師、臨床心理士等と協議するものとする。 3 教育長は、入室を決定したときは、学校長及び保護者にその旨を通知する。 4 入室することができる期間は、申込みのあった日の属する年度の3月31日までとする。ただし、対象児童・生徒及びその保護者が引続き入室を希望する場合であって、教育長が相当と認めるときは、これを更新することができる。 5 教育長は、児童・生徒が教室を退室するときは、あらかじめ学校長及び保護者にその旨を通知するものとする。</p> <p>(対象児童・生徒) 第8条 松山わかあゆ教室及び北条文化の森教室の対象児童・生徒は、本市の区域内に居住する小・中学校の児童・生徒で、心理的・情緒的な原因による不登校又はその傾向にあるものとする。 2 松山市自立支援教室の対象児童・生徒は、本市の区域内に居住する小・中学校の児童・生徒で、非行その他の問題行動による不登校又はその傾向にあるものとする。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。